

# 京都さつきNEWS

Vol. 4

京都さつき法律事務所報 第4号 2004(平成16)年8月10日発行  
発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入 河ニビル4階  
TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp  
編集責任者 平井宏俊



## 残暑お見舞い申し上げます

2004年8月

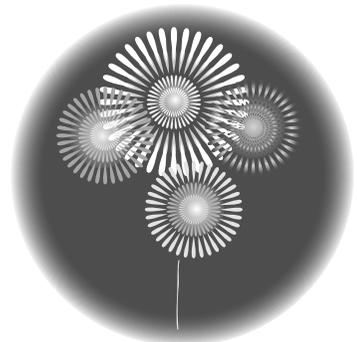
京都さつき法律事務所一同

この夏は、梅雨らしい梅雨もないまま猛暑に突入し、暑い日が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

京都さつき法律事務所では、この2月に竹口事務員を迎え、弁護士2名、事務員3名の態勢で、皆様に親しみがもたれるとともに、より高度できめ細かなリーガルサービスを提供できる事務所を目指しております。

司法改革など時代の動きが早く、なかなかゆとりが持てない中ではありますが、地に足を着けて、事務所一同頑張っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

\* 8月13日(金)から16日(月)は事務所を閉めさせていただきます。



# 高齢者の相談を受けて思うこと

弁護士 山下信子



今年、府の高齢者専門相談に通っています。また、最近、家庭裁判所から成年後見人に選任され、お年寄りの財産管理を担当することになり、今年「高齢者づいて」います。高齢者相談では、些細なアドバイスであっても大喜びし感謝してくださる方が多く、お年寄りに対する尊敬の念を深めています。

相談は年金や介護保険のこと、行政との交渉のこと、証券被害、遺言状の書き方、生前遺産争いの悩み、自分が呆けたときに資産の管理は誰にどう託せばよいのか、等々です。最後の相談に関して言えば、精神上的の障害により判断能力が低下した場合にそなえて、あらかじめ契約を締結して財産管理をしてもらう人、その権限の内容を定め、公正証書にしておく方法があります。平成12年4月施行の任意後見制度です。判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任し、契約の効力が発生します。家庭裁判所が財産管理に

ついて監督してくれるので安心できるというわけです。また、弁護士会の高齢者・障害者支援センターが監督する、財産管理契約もあります。これも、将来にそなえて、あらかじめ、個々の弁護士と財産管理契約を結んでおくものですが、契約の締結には弁護士会の委員が立会い、その後も定期的に弁護士会に報告しチェックを受けますので、預ける方も預かる方も安心というものです。これらは、家庭裁判所の成年後見制度（後見・保佐・補助）よりも簡単に利用できる、成年後見制度の前段階の制度といえます。

ところで、法的アドバイスで解決できる事案のほかに、実際

的な援助が必要な場合もあります。いろんな事情で自分の家に住んでいられなくなった場合に、法律問題を解決するのと並行して、ケアハウス等を探す必要があるが、足腰が弱っているために、アパート探しや施設見学に行くことすらままならない方もいらっしゃる。

こういう高齢者をめぐる特有の悩みに、端的に答えられる受け皿は、まだまだ用意されていないのが現状です。弁護士会の高齢者・障害者支援センターの制度もしかりです。法律だけでは救えない「はざまの層」の悩みにどう答えるのか、すぐにも考えないといけないテーマだと思います。

## 依頼者からのよくある質問

「先生の仕事は相当ストレスが貯まるお仕事と思いますが、ストレス解消方法は？」という質問をよく受けます。ご自身が事件のことでストレスを抱えているにもかかわらず、弁護士を気遣う心やさしい依頼者が多いです。

「君たちは、裁判官、検察官、弁護士のいずれになるにしろ、孤独な決断をしなければならぬとき、つらい試練に耐えないといけないときが、必ず来る。そういうときのために何か趣味を持ちなさい。」と言ったのは、司法研修所の刑事裁判教官でした。

このアドバイスにしたがって、今までたくさんの習い事をしてきました。ヨガ教室、エアロビクス、ピアノ、英会話、水泳、フラワーアレンジメント、お茶、最近では社交ダンス……。でもひとつとして続いた試しがありません。余裕がなくなったときにこそ必要なのに、趣味なのに、事件で心に余裕がなくなると足が遠のいてしまいます。これを知る友人は、「そんなにあきっぽい性格なのに、仕事だけは続いているのが不思議」と言います。

現在は、とりあえずビールでストレス解消をしつつ、次ぎは何に挑戦しようかなあと考えています。

(山下)

# 2年目弁護士の独り言

この事務所報も発行後まる2年。ということは、私の弁護士生活も2年ということに。まだまだ経験が浅くわからないことばかりですが、私なりに最近感じたことをアトラダムに書き連ねてみます。

弁護士 平井宏俊



## ■事務員面接

新しい事務員を採用するに当たって募集をかけたところ、嬉しいことに短時間で10人以上の方から応募があった。それで、各人20分程度の面接をして1人に決めることに。とはいえ20分の面接でその人の適性とか内面とかまでわかるはずがない。面接のノウハウもなく決め手は??ただ、私の選考基準ははっきりしていて、「Y弁護士の矢継ぎ早にポンポンと発せられる指示等に惑わされず、そのテンポに合わせられること」。Y弁護士をよく知る人なら、きっと「うん、うん。」と納得してもらえはるはずであるが…。で、選ばれたのがTさん。私はその基準を十分クリアしていると思うのだが、当の本人はどう感じているのか? 聞いてみたくもあり、聞くのがこわいようでもあり。思い悩む今日このごろである。

## ■夏休み

夏休み真最中。弁護士は自由業なんで、決められた夏休みなどはない。ただ、自由業だけに休もうと思えばサラリーマンとは違って比較的自由に休める。長期の休暇も予め調整さえしておけば取ることも可能だ。それだけに自己管理が要求される。私も、今年はメリハリをつける意味でも頑張っって休もうと決意。事務員には「8月いっぱい

休むから」と宣言し、予定表をできるだけ真っ白な状態にしていたのだが…。7月の段階で既に8月第一週は真っ黒。その後も次々と予定が浸食中。今後どれだけ白い部分を維持できるか。初志貫徹の決意を新たにす今日このごろである。

## ■法律相談

私が弁護士として一番力を入れたいと思っているのが相談業務。30分一本勝負! で、私としても専門知識を高めるとともに面接手法自体の向上に努めているところである。一方で、弁護士も所詮、感情を持った一人の人間。特に市町村で行われる無料法律相談なんかでは、こんな相談者は嫌! とかこんな相談されても答えを出せるはずない! と思うこともしばしば。特に困るのは「先生! 訴訟したら勝てますか?」と訴訟の結論を聞いてくるタイプ。訴訟は事実を証拠によって証明して、最終的には裁判官が判断するのであるから、相談の段階で勝つか負けるかの結論が出せるはずがない。で、「結論の保証はできません。」と答えると、あからさまに不機嫌になってしまう方も。弁護士も努力が必要なのは当然だが、相談を受ける方にも、どういう形で相談したら短時間で満足を得る回答を引き出せるか知っていただけたらお互いのためになるのになあと思う

今日このごろである。

## ■室内温度

今年の夏は異常に暑い。地球温暖化が進み、日本もいよいよ亜熱帯地方に! とマジで心配になってくる。寝る時もクーラーが欠かせない。その設定温度を皆さんのご家庭や職場では何度にされていますか? Y弁護士は環境分野では京都弁護士会でも一、二を争う推進者であるのに加え、私から見れば寒がりであるためか、私が事務所のクーラーを25度くらいに設定しているといつものまにか27度か28度に設定し直されていたり。最近、弁護士会でも環境保全のために28度に設定というのが推進されている。確かに地球温暖化は深刻な問題であり、この流れは当然であるが、28度では正直暑い! 暑いと体力を消耗するとともに、頭が働かなくなる。だったら服装で調節したらいいのでは? との反論も予想されるが、裁判所にはスーツにネクタイというのが今のところのしきたり。あまりラフな格好というのも難しい。家庭や職場でその中の全員の合意が得られる設定温度にするにはどうすべきか? これからの環境問題を考える第一歩として重要な問題と思う今日このごろである。



# ケータイレスの生活

三澤孝一 事務員

実は私、携帯電話を持っておりません。といっても確固とした主義主張があるというわけではありません。携帯電話が一気に普及した時期に、「右にならえとばかりにケータイを持つことは潔しとせず」などとひねくれた性根を発揮して、以来、なんとなく持つことを拒んで来ただけというのが正直なところ（仕事上やむを得ず持たされることはあります）。



そうは言いつつも、これまで「鵜飼の鵜のように電話に縛られるのは御免」とか、「ケータイしながら歩いたり車を運転したりするのは社会の迷惑」とか、「電話代がもったいない」などと抗ってきたわけですが、最近では掛ける電話の約5割がケータイ相手となり、公衆電話もめっきりと少なくなりました。何となく矛盾を感じずることも多くなり、少し悩ましいところではあります。へそ曲がりなケータイレスの生活、いつまで続けられるでしょうか？

# 未完成のアルバム

この春、妹が結婚しました。なにか思い出に残る物を…と考えたあげく、結婚式の写真を撮って、一冊のアルバムを作ってあげることに決めました。とはいえ、普段写真を撮ることなんてほとんどなかったもので、急遽、写真を撮るのが得意な友達に、おすすなタイミングを教わってもらったり、参考になる写真を見せてもらったりして、イメージトレーニング？を重ねました。新しくカメラも



購入し、準備万端で当日を迎えたはずだったのですが…。式が始まりいよいよ腕の見せ所！とカメラを取り出しましたが、なかなかタイミングが合いません。披露宴に移り、気を取り直して構えてみるものの、「あれ？あれ？」とと思っているうちに妹達は通り過ぎ、最後の方は電池が無くなりフラッシュがたけないあります。でも、ま、自分が思ってるほどひどくはないだろうと後日現像してみたのですが、見事！妹の後ろ姿ばかりでした。言うまでもなくアルバムは未完成のままです。

# 図書館での発見

図書館に行った時のこと。帰ろうとしながらも、児童図書フロアの賑やかさに誘われてそこへ足をふみいれると、面白そうな本達が。その日の夜、布団の中で、借りた児童図書「からだのはたらきと健康」のページをめくった。思った通り。表紙がひらがなだといって侮れない内容。「血液と人間」という章に目をとると、「人間の血液はうんぬん…、赤い色でうんぬん…、下等な動物では

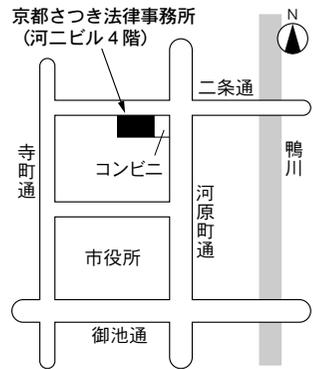


青色のヘモシアニンや緑色のクロクロリンなどを持ち、青色や緑色の血液をもっている。」「！！！」。ということは、ごきぶりをたたいて殺したときに、たまにでてくる緑色の「中身」は内臓ではなく、もしかして血液だったのか。うーん、もしかして常識かもしれないこの疑問をインターネット検索で解決すべきか、明日、事務所のみんなとゴキブリの「中身」について話し合おうか悩むのであった…。そして、いつのまにか深い眠りへ…。

竹口弘美 事務員

## 事務局のまど

### 事務所へのアクセス



河原町通二条の交差点を西に入り、南側2軒目のビルの4階です。コンビニのあるビルの隣、立体駐車場（有料）のあるビルです。

交通機関は、地下鉄東西線又はバス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、事務所ビルの有料立体駐車場か他の駐車場をご利用ください。

〒604-0931  
 京都市中京区河原町二条西入る  
 河ニビル4階  
 京都さつき法律事務所  
 電話 075-257-3361  
 FAX 075-257-3371

### 編集後記

今年の梅雨はあまり雨が降らなかったせいか、7月に入った途端、うだるような暑さがやってきました。一日にたった一度、おつかいに出かけるだけでもぐったりなのですが、先生達を見ていると、重い記録や資料を持って、しかもスーツ姿で、裁判や打ち合わせ、委員会活動などで飛び回っておられます。たしかに「Tシャツ姿の弁護士」は想像できませんが、ほんとうに、体力も必要なお仕事なんだとつくづく。。。そんな中迎えた、さつきNEWS第4号。今回はかなり余裕で取り組めたのでは、と感じているのは私だけではないはず?! この2月から新しいメンバーも増え、賑やかになりました。楽しんでいただければ幸いです(若)。